

## 備えましょう！新型インフルエンザ等の感染症

「東浦町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

### 新型インフルエンザ等とは…

新型インフルエンザ等の感染症とは、これまで人の間で流行したことがないインフルエンザウイルスが新たに人から人へ感染するようになったものや、かつて世界的規模で流行し、その後流行することなく長期間が経過したため、現代人に免疫がないインフルエンザおよび全国かつ急速なまん延の恐れがある新感染症（未知の感染症）のことです。

ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となる恐れがあります。

新型インフルエンザ等は、患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれるウイルスを周囲の人が吸い込んだりして体内に取り込むことで感染が広がります。

### 「東浦町新型インフルエンザ等対策行動計画」とは…

平成25年4月に国が定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザや同様に危険性がある新感染症が発生した場合に、住民の生命および健康を保護し、住民生活および経済に及ぼす影響を最小とするために、町が行うべき具体的な対策を示したものです。

### 6項目の対策

#### ①実施体制

国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合、東浦町新型インフルエンザ等対策本部を設置

#### ②情報提供・共有

国・県などから情報収集し、町ホームページ、広報ひがしうらなどで情報提供

#### ③まん延防止

個人における、対策の普及を未発生時から実施  
※発生時には、必要に応じて保

育園・幼稚園・小中学校・公共施設などが臨時休業となる場合あり

#### ④予防接種

発生時には、特定接種と住民接種を実施

##### 【特定接種】

医療提供業務または住民生活・経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者が対象

##### 【住民接種】

全住民対象。医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者（65歳以上）の4つに対象を分け、国が定める接種順位により町が予防接種を実施

#### ⑤医療 診療体制の周知を実施

#### ⑥住民生活および経済安定の確保

町内の事業者に対し、発生時の水の安定供給や物資の価格安定を周知

※個人では、最低2週間分程度の食料品、生活必需品（マスク）、常備薬、紙おむつなどの日用品の備蓄に努めましょう！



## 手洗い・咳エチケット



感染の広がりを予防する一つの方法として、感染が広がっていく経路を遮断することが必要です。そのために、手洗い・咳エチケットを守りましょう！

### 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることで、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。



### 咳エチケット 咳やくしゃみをするときは…

- ・ティッシュなどで鼻と口を覆う
- ・マスクを着用
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆う
- ・周囲の人からなるべく離れる

